

城北法律事務所 創立50周年記念連続憲法講座

活かせ憲法！あなたを守る憲法の魅力

第2回「憲法は健康・環境を守る」

2015年1月26日(月) 18:30

入場無料

豊島区勤労福祉会館第7会議室 (東京都豊島区西池袋2-37-4)

「福島第一原発事故後も続けられる原発推進政策に歯止めはかけられないの？」

「公害被害の連鎖は断ち切れないの？」

あなたのそんな思いに憲法が答えます。

講演1 「原発推進の国の在り方に歯止めをかける」

ひらまつしんじろう
弁護士 平松真二郎

2011年3月11日の福島第一原発の苛酷事故は、原子力エネルギーを人類が完全にはコントロールしていないことを浮き彫りにしたとともに、ひとたび事故が起きれば文字通り甚大な被害を生むこと、「経済的」といわれた原子力発電のコストは決して安上がりでないことを明らかにしました。憲法は放射能汚染から国民を守るように政府に命じているのです。

略歴：2006年弁護士登録。福島原発被害首都圏弁護団所属。



2011年3月11日 福島第一原発事故

講演2 「企業の横暴と国の無策を許さない」

まつだこうへい
弁護士 松田耕平

わが国では、四大公害裁判を筆頭に公害被害が繰り返されてきました。でも、同じ被害は繰り返されていません。市民の良識と運動が、企業の横暴や国の無策を許してこなかったからです。2014年10月には泉南アスベスト訴訟が最高裁で勝利しました。

憲法はそのような国民の運動によって人権の水準が保たれることを予想し、また期待しているのです。

略歴：2002年弁護士登録。首都圏建設アスベスト弁護団事務局長。



2014年10月16日 泉南アスベスト最高裁判決

城北法律事務所創立50周年記念連続憲法講座へのお誘い



城北法律事務所は、1965年7月「池袋合同法律事務所」として、弁護士4名、事務局1名で開設されました。以来、「青柳盛雄法律事務所」を経て、現在は弁護士25人（2014年12月に1名入所予定）、事務局15名となり、東京西北部を中心に弁護士活動を行い、多くの方々から信頼をいただいております。

所員は、さまざまな分野で持ち味を発揮して活動しており、その活動の背景には常に「個人を大切にする」という憲法の花の精神がありました。私たちは、憲法には活かすべき価値がたくさんある、憲法を活かせば暮らしや社会がもっとよくなるということを確認しています。

ところが安倍晋三内閣は、憲法改正を内閣の使命と位置づけ、2014年7月には「我が国の国民の生命と財産を守る」などとして憲法9条の「解釈改憲」に踏み切りました。私たちは、安倍内閣の憲法改正論議に危機感を感じています。

このたび、事務所創立50周年を迎えて、皆さんとともに憲法の価値を学ぶ機会として連続講座を企画致しました。

ふるってご参加下さい。



豊島区勤労福祉会館
東京都豊島区西池袋 2-37-4
03-3980-3131
池袋駅西口下車 徒歩約10分
池袋駅南口下車 徒歩約7分



連続憲法講座 今後の予定

(日程・会場は決まり次第事務所HPにてお知らせします)

2015年	連続講座	講演内容1 (仮題)	講演内容2 (仮題)
3月中旬	第3回 憲法は子ども・子育てを守る	子育てしながら働き続ける権利を守る	「子ども・子育て支援新制度」の罫
5月中旬	第4回 憲法は企業の営業と経営を守る	中小企業の営業・経営を守るのが憲法の理念	「ホワイト企業」認証のススメ
6月中旬	第5回 憲法は労働と生活を守る	働く権利と雇用を守る ～ハケン拡大と残業代ゼロの危機	ブラック企業から生活と健康を守る

城北法律事務所創立50周年記念憲法集会

日時 2015年7月3日(金) 18:30～

場所 みらい座いけぶくろ(豊島公会堂)

内容 記念講演, 事務所紹介, アトラクションほか